

福島県教育委員会平成25年8月定例会会議抄録

1 日 時	平成25年8月21日(水) 午後1時30分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	境野委員長、1番 蜂須賀委員、2番 佐藤委員、3番 高橋委員、4番 小野委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時30分、委員長から8月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、蜂須賀委員、佐藤委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第1号は、平成26年度に県立特別支援学校小学部、中学部及び高等部で使用する教科用図書の採択について諮るもの。
	議案第2号は、平成26年度に県立高等学校で使用する教科用図書の採択について諮るもの。
	議案第3号は、県立高等学校長の人事異動について決定し、発令しようとするもの。
	議案第4号は、教育庁教員系職員の人事異動について決定し、発令しようとするもの。
	議案第5号から議案第8号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。
	報告第1号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p>	<p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第1号及び議案第2号を除く議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p>
<p>(7) 議 案 審 議 議 案 第 1 号</p>	<p>平成26年度使用県立特別支援学校小学部・中学部・高等部の教科用図書の採択について（議案第1号）、特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委 員 長：現在、点字版は教育現場では使われない方向にあるのか。</p> <p>特別支援教育課長：点字版は全盲の児童生徒のために必要となるが、医療技術の進歩により全盲の児童生徒の数は少なくなってきており、現在、盲学校の小学部と中学部では全盲の児童生徒はいない。ただ、小学校には全盲の児童が1名おり、点字版を使用している。</p>
<p>議 案 第 2 号</p>	<p>平成26年度使用県立高等学校の教科用図書の採択について（議案第2号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p>
<p>(8) 前 回 会 議 録 の 承 認</p>	<p>委員長が、平成25年7月定例会の会議録について承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p>
<p>(9) 議 案 審 議 議 案 第 3 号 議 案 第 4 号</p>	<p>県立高等学校長の人事について（議案第3号）、及び教育庁職員（教員系）の人事について（議案第4号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>

議案第 5 号	福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第 5 号）、職員課長より飲酒運転及び信用失墜行為に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第 9 号	教育長より議案第 9 号の追加提案がなされ、全員異議なく認められた。 退職手当の支給について（議案第 9 号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第 6 号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第 6 号）、職員課長より信用失墜行為に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第 10 号	教育長より議案第 10 号の追加提案がなされ、全員異議なく認められた。 退職手当の支給について（議案第 10 号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第 7 号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第 7 号）、職員課長より体罰に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議案第 8 号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第 8 号）、職員課長より法定速度超過による運転に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
(10) 報告事項	
報告第 1 号	訓告処分等について（報告第 1 号）、職員課長より説明があり、了承した。
(11) 次回の日程	平成 25 年 9 月 13 日（金）午後 3 時 00 分に定例会を開催することが決定された。
(12) 閉会	午後 3 時 22 分閉会となった。